

第 12 回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 12 月 26 日（火） 午後 14 時 00～午後 14 時 55 分

2 開催場所 大月市民会館 4 階会議室

3 出席委員

1 番	西村 恒男	2 番	矢頭 恵造	3 番	藤本 賢治	4 番	原 泉
5 番	山田 政文	6 番	平山 正幸	7 番	斧田 孝久	8 番	小俣 好三
9 番	小宮 広督	10 番	久嶋 昇	11 番	安藤 睦美	12 番	小俣 英二
13 番	三枝 正幹	14 番	庄司 有紀				

議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 41 号 農地法 3 条第 1 項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第 42 号 農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見を求める件

議案第 43 号 非農地証明書交付申請に対し承認を求める件

日程第 3 報告第 16 号 転用確認証明交付に関する報告

日程第 4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 皆さんお揃いのおようですので、始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

只今より、令和 5 年第 12 回農業委員会総会を開催いたします。

事務局 会長あいさつ、西村会長よろしく申し上げます。

会長 暮れの忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。

先月の最終の日曜日ですけど、NHKスペシャル「食の防衛線①」と言うのがありまして、それを見ていたら 20 年後に米農家が今の 4 分の 1 に減少してしまうと言うような予想がされると言う番組で、その次の週は

同じくNHKスペシャル「食の防衛線②」で、畜産についての番組でした。

この二つの番組を見てですが、マスコミを鵜呑みにしてはいけないと思いますけど、農業の根本的な問題は経営が成り立たないと言う事です。

月収にすると、農業法人の人でも 10 万円一寸位の収入だそうです。

根本の問題がこれですので、我々の手にはとても負えそうにない問題だと感じました。

それから先週、厚労省から推定人口と言う発表がありました。

それによると、2050 年には大月市の人口が 1 万人を割って 9 千 6 百人位、隣の都留市が約 2 万人、上野原市が 1 万 1 千人、富士吉田市が 3 万 1 千人になるだろうと言う、国勢調査を基にした推計の数字が発表されました。

本日も多数の案件が有りますが、よろしくお願いします。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は全員出席です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

10 番、久嶋 昇委員、11 番、安藤 睦美委員を指名致します。

日程第 2 議案第 41 号

議長 日程第 2、議事に入ります。

議案第 41 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の 1 ページ、3 ページの地図と 4 ページの写真を併せてご覧下さい。

ゆくは引っ越して来ると言う事です。

そうした中で、契約が成立したと言う事で、このような状況になりました。

家とこの敷地と畑を併せて〇千万を超える位の金額で取得をしたようです。

買収の取引事例と言う事です。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから採決致します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長

続きまして、申請番号 2 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書の 1 ページ、5 ページの地図と 6・7 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は合計で〇〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇〇です。

場所は〇〇〇〇〇〇〇の東側位の位置になります。

譲渡人の〇〇〇〇は現在、〇〇〇〇〇〇〇に在住で年齢的にも農地の管理が難しいため、手放したいと言う事で、今回の申請になりました。

一方、譲受人の〇〇〇〇〇〇ですけど、住所は〇〇〇〇になっていますが、申請地近くに家を既に見て購入し、現在はリモートワークでこちらに住みながら農業をしています。

こちらで農地を引き継ぎ、この場所を耕作して行きたいと言うふうな申請になります。

写真を見て頂きますと、この時期そんなに耕作が無いのですが、そぐにでも耕作可能な土地の状態と言う事と、果樹が植わっている所を引続き耕作したいと言う事で申請が有りました。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員

譲渡人の〇〇さんと言う人は私より四つ上の人で、今、〇〇〇に住んでいて〇は〇〇〇〇〇〇に居るのですが、兄妹も受け継がないし、〇〇さんの子供も女の子ばかりで皆こっちに来ないと言う事で、私の方に相談がありまして、家を含めて買ってくれる人はいないかと言う事で相談がありまして、〇〇さんは〇〇〇〇〇〇〇に最初出入りするようになって、有機無農薬を中心とした農作物を作っています。

5 ページの図面を見て頂ければ分かるのですが、斜線の一番下の所に〇〇番〇の畑の左側ですけど、ここを既に見て買求めています、丁度東側に隣接していますので、私も非常に直ぐ隣接しているので耕作するのに都合が良いと言うような事で、この〇〇さんの家と言うのは上の方の縦長の斜線の所の西側あたり、これが〇〇さんの家なのですが、戦後作った家でかなり古い事は古いのですが、ずっと手を入れていますので使える状況です。

〇〇さんはこの家をお試し居住に使いながら、移住者を呼び込もうと言う事で農業を中心にここを活用しながら移住者確保と言う事に繋げていきたいと言う思いでこの度この土地を買求めていくという事になりました。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから採決致します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長

続きまして、申請番号3 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書の 2 ページ、8 ページの地図と 9 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は田で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇の南側に位置します。

譲渡人と譲受人は親子になりまして生前贈与になります。

〇〇〇は、地図を見て頂きますと申請地の斜めの西側に〇〇とありますけど、こちらに〇年程前に親の近くに住むと言う事で移り住みまして、今回の申請地については自家消費の野菜を作ると言う事で耕作しておりました。

この度、将来的に〇〇〇が使うようにと言う事で生前贈与をしたいと言う事で申請が有りました。

両親は健在ですので、夫と両親と共に露地野菜等を栽培する計画です。

9 ページ写真を見て頂ければ、既に色々な種類の野菜を作っていて、引き続きここを耕作して行きたいと言う事になるかと思えます。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。地区担当委員の小俣英二委員をお願いします。

小俣（英）委員 申請人の〇〇〇〇さん、この方は私より一つ年下で、〇〇〇でも山林並びに土地を多数持っており、屋号で言いますと〇〇と言って〇〇〇でも一目置かれた家系なので由緒ある家柄で有りまして、現在の〇〇〇〇さんが当主として住んでいる訳です。メインですが〇〇〇の中でこの時期ですと〇〇〇〇〇がメインで、春先に〇〇〇〇〇並びに春先に皆さんも耕作する野菜の苗を〇〇〇の中で生産してJAさんとか、近所の方も買いに行く方もいるのですけど、そんな事で生計を立てている。

〇〇さんと言う方も、先程、事務局でお話ししたように〇年前に私の家の丁度前にあります1本道を挟んだ所に住んでいます。

〇〇さんはサラリーマンなのですが、若いにもかかわらず私が近所で見て、野菜作りが好きと言うかまめと言うか凄く働き者で、9ページにあるように畑に色々な野菜を毎年生産してしまして、お父さんの〇〇〇が作るというよりは、〇〇さんがこの畑をメインで作付けして耕作している日常であります。

今回、〇〇〇さんの方に今の〇〇さんが作るという事で、生前贈与と言う申請ですが、何の問題も無いかと思えますが、皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから採決致します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第 42 号

議長 続きますして、議案第 42 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。

申請番号 1 ついて、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の 10 ページ、12 ページの地図と 13 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は合計で〇〇〇㎡です。

賃貸人は、亡き〇〇〇〇の法定相続人代表〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。

場所は、地図をご覧頂きますと、〇〇〇〇沿い〇〇〇〇〇〇方面に向かいまして、その〇〇〇〇〇〇の手前〇〇m程前でしょうか、〇〇〇〇〇〇等ありますがその東側になります。

転用目的は、〇〇〇〇〇〇の〇〇工事に係る資材置場及び残土の仮置き場としての一時転用の申請になります。

〇〇〇については、〇ヶ月前に〇〇〇〇〇〇に係る工事の申請が有りましたが、今回はそれと同様の工事についての資材置場と言う事になります。

貸す方の〇〇〇〇さんについては、先月、全く別の申請が有りましたけど、それと同じ形で法定相続人代表が申請しております。

12 ページの地図をご覧頂きたいと思いますが、そこに囲って有る所を一体利用と言う形で、全体としては〇〇〇㎡が今回の資材置場と残土置き場と言う形になりますけど、その内の一部の農地については斜線の所が農地の部分です。

全体としては、R のきついカーブの東側に、大分広い形で資材と残土、主に残土置き場が多くなるかと思いますが、残土の仮置き場を設ける

という申請になっております。

ここで、〇〇〇〇を〇〇〇残土を一旦置いてまた別の所へ運んで行くという、そういう形になるかと思うのですが、そういう計画になります。

一時転用期間が 5 年間で、終了後は農地については農地に復元すると言う計画です。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の三枝正幹委員をお願いします。

三枝委員 12 ページの地図を見て見ますと、〇〇〇〇〇〇に向かった最後のカーブの左側の少し手前って言うのですかね、その囲って有る所の、今〇〇さんと言う左側の方は〇〇〇の関係か分かりませんが、凄く賑やかに業者の方がずっとここを借りてやっているのですが、その向かい側の一寸下位の所にあります。〇〇〇〇さんの家と言うのは真ん中の一番上の所に〇〇〇とあるのですが、ここが実家なのですね。

お父さん、この方ももう亡くなっていて、この人の奥様も施設の方に今は入っています。

そんな状況なのですが、12 月 14 日に会長及び事務局の 2 名の方と同行して現地の方を確認していますけど、畑等今は全然やっていなくて遊休地になっていますので問題ないと思いますけど、審議の方よろしくをお願いします。

一応工期の予定は 3 月 1 日から 3 月 31 日で、利用開始予定は 2024 年の 4 月 1 日になっています。よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

原委員。

原委員 一寸伺いたいのですが、〇〇〇〇さんと言う方と〇〇〇〇さんと言う方は親子のようですが、前回、先月この方出ていますね、登記切った所の左側と言う事が出ていますが、法定相続の相続人代表とあるのですが、〇〇は何人位いて〇〇〇〇さんが長女ですか。

事務局 〇〇〇〇さんの法定相続人は奥さんがいまして外にお子さんが〇名い

ます。

〇〇さん以外は、皆外に出ています県内に居ないのです。

〇〇さんは〇〇〇在住になっているのですが、長女と言う事で代表になってくれていると言うことのようなようです。

原 委員 〇〇さん〇〇に住んでいるが、まだ土地の関係の相続がまだされていないのですよ、少しずつ少しずつやっているような話を一寸聞いたので、その関係で相続人代表をしているのでしょうか。

はい分かりました。

議 長 外に質疑ありませんか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号 2 について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の 10 ページ、14 ページの地図と 15 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は合計で〇〇㎡です。

貸人は、〇〇〇〇、借人は〇〇〇〇です。親子になりまして親子間の使用貸借、土地は親から無料で借りると言う形の申請です。

場所は、〇〇の交差点でなんと説明して良いか、〇〇〇方面に向かい〇〇m程の所に位置します。

転用目的は、個人住宅の建設です。

親から土地を使用貸借で借入れ、親元近くに住まいを設けたいと言う計画です。

既に息子さんの方ですが、〇〇〇に前は済んで居たのですが、親元の方に移り住んでおり、新居が完成後はこちらの方に住まいを移すと言う事で計画しております。

以上ですが、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当が私ですので私から申し上げます。

西村委員

14 ページの地図を見て下さい。

〇〇さんの家ですが、斜線の左側に有る家が〇〇さんの家で、この家を取り壊してここに建てようかと思っただけなのですが、家の裏が急傾斜地で家が作れない。

それから冬場は、神社があって丁度左側が山ですので、日没が正午になるのだそうです。

それでそこは諦めて、農振が掛かっていたのですが、今の右側の斜線の土地を選んでここに家を、この方が有る程度、日当たりが良いのだそうです。

それで、〇〇さんの所は色々考えて、奥さんの実家の方も考えたらしいのですが、その土地も農振が掛かっている、〇〇〇は農振解除の申請が毎年出来るみたいなのですが、大月市の場合はそれがはっきり決まっていなくて、広報の4月号に載っていたのでそれを見て申請をして下さいと言う事だったので、丁度今年その年に当たって、申請が出来るようになったので、今回農振解除の申請を致しました。

斜線の土地ですけど、そんな事で〇〇さんの所は農振が解除になって、今回この運びとなりました。

家の方もそうなのですが、完全に限界を超えた集落です。

〇〇さんの所の〇も隣なのですが、完全に限界を超えて子供は殆ど見当たりません。

ここで、〇〇さんの所の孫が帰って来ると言う事で、大変地元としては喜んでいきます。

そんな事もありまして、審議をよろしくお願いします。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長

続きまして、申請番号3について、事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書の11 ページ、16 ページの地図と17 ページの写真を併せてご覧

下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇の交差点を入れて直ぐの場所です。

転用目的は、個人住宅の建設になります。

地図をご覧くださいますと、その三角のような土地なのですが一体利用地として有りまして、そこが宅地で面積は〇〇㎡です。

そこを一緒に買い入れて、この一帯利用地の方には駐車場で農地の部分については個人住宅を建てたいと言う事で計画が有りました。

その一帯利用地とその農地は幅にして 1.5m位の接点しかないのですが、駐車場とそこへ行き来できると言う事で、不正形の土地になるのですけど、この二つを宅地として申請したいと言う事です。

以上ですけど、ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の斧田孝久委員をお願いします。

斧田委員 〇〇〇の南側、この今回申請地は、周りは既に住宅地になっておりまして、ここの一画だけぽつんと畑があると言うような状態です。

この近所にも私知り合いが居まして、確認しました処、特に問題はないと言う事だったので、この申請に対しては問題無いというふうに確認いたしました。

以上、ご審議をお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。
質疑が無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 43 号

議長 続きまして、議案第 43 号非農地証明申請に対し承認を求める件を上程します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事務局

議案書 18 ページ、19 ページの地図と 20 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

申請者は、〇〇〇〇です。

場所は、先程議案 41 号申請番号 2 の場所の直ぐ近くで、譲渡人と同一人物で、宅地についての非農地証明申請です。

非農地証明は、過去何回か出て来ていますが、山林や原野について農地に再生する事は困難だと言う事で、少なくとも 20 年以上耕作をしないで自然に山林化した土地について再生困難として非農地証明を出す事が一般的です。

今回については宅地にして欲しいという、宅地に対する非農地証明の申請です。

家が建っている場合は、普通は農地法 4 条と言う事で追認申請になる事が多いのですが、昭和 27 年に農地法が施行されて、その以前から宅地であった場所については、そこまで溯らないと不遡及の原則という形になります。農地法の昭和 27 年以前でしたら農地法の適用を受けないと言う事で、非農地証明で対応する事が出来ると言う事になっております。

問題は、この土地が昭和 27 年以前の家だと言う事を確認しなければいけないと言う事なのですが、20 ページに有る家の写真をご覧ください。

建物の登記がしてあれば、客観的な証拠として挙げる事が出来るのですが、今回は登記がしていない家でした。

それで、現地を確認しましたが、建物は以前、中 2 階が一寸有りました養蚕をしていたような家の作りになっています。

また、基礎が最近の家は当然コンクリで基礎を固めてある訳ですけど、昔の家は石の上いきなり柱があるという形になっています。それから内部を見ましたけれども土間とか土の壁も一部有ったりして、古い家と言う事は分かりました。確かに本当に昭和 27 年前かと言うところが難しい事なのですが、申請者自身が昭和 22 年生まれで建て替えはしていないと言っているのですが、本人の証言という訳もいけませんので、山田

委員とも相談いたしまして、近くに〇〇〇〇さんと言う〇〇歳になる方がいらっしやいまして、その方でしたら、70年前の話ですので当時〇〇・〇歳の人ですので覚えているでしょうと言う事で、その方の証言を基に昭和27年以前の家で有ると言う事で非農地が出せるのではないかと言う事で今回の申請となりました。

そんな経緯が有って、昭和27年以前の建物については非農地が出せるのですが、その証明と言う事について、皆さんにご審議頂くというふうに思っております。

以上ですけど、よろしくお願ひします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の山田政文委員に願ひします。

山田委員 今、事務局で説明した事について、更に補足させていただきます。

私の〇〇〇が今〇〇歳で、頭もしっかりして畑もやっています。

確認した処、〇〇〇〇さんが昭和〇〇年生まれで、生まれた時にはこの家ではなくて他所で間借りをして、〇歳位になった時に多分ここに引っ越したのではないかと言う事で、昭和〇〇・〇年にはこの家があったというふうに聞きました。

以上で先程の農地法以前と言う事は間違いないと言う事を私も確認しました。

よろしくお願ひします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願ひします。

原委員どうぞ。

原委員 周りの説明が有るのですが、本人からの証明のようなものは無いのですか。

事務局 本人が出しても本人の証言というわけにはいきませんが、一応〇〇〇〇さんの兄弟の方が、生まれた時はもう既に家があったと言う、〇〇代の方ですけど証言は付いています。

ただ身内ですので、今のような山田委員の証言のような事を出せるかなというふうに思っています。

原 委員 はい、分かりました。

議 長 よろしいですか。他に有りませんか。

 質疑が無いようですから、採決致します。

 賛成の方は挙手をお願い致します。

 全員賛成ですので、承認と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号 2 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書の 18 ページ、21 ページの地図と 22 ページの写真を併せてご覧下さい。

 こちらは山林についての、非農地になります。

 申請地は、〇〇〇〇〇番外〇筆、地目は畑で面積は併せて〇〇〇㎡です。

 申請者は、〇〇〇〇です。

 場所は、〇〇〇〇を渡り、〇〇〇を超えて〇〇〇と言う集落が有るのですけど、その東側の山合になります。

 地元に住む人にも聞きましたが、一寸ここに入る事は不可能と言う事で、現地調査は出来ませんでした。航空写真等を見ても山林で有る事は間違いないと言う事で今回の申請になりました。

 以上ですけど、ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の説明のとおり現地調査は行っていませんが、担当委員の方で補足は有りますか。

 安藤委員。

安藤委員 私はここには行かなかったのですが、とりあえず何処か、どういうふうな状況かと言うのは手前から見ました。

 前に〇〇〇〇〇〇〇〇が有った、〇〇〇〇〇が有った所よりも〇〇m位行った所に、〇〇〇と言っても今〇軒位しか住んで無いのではな
いかな。

 そこへ行く橋、かなり長い橋があるのですが、丁度〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所から北西に当たる所がここだと思うのです。

 やはり、かなり植林して有る所と雑木林と有って、そこは恐らく雑木林の所だと思うのですが、行けば行けない事も無いと思うのですが、凄い急斜地でとても畑をすることは出来ない。

民家の辺まで雑木林や植林した林になっていますので、とても畑としては、私小さい時からこんな所使っていなかったよなと言う記憶です。

そんな事でよろしくをお願いします。

- 議長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。
質疑が無いようですので、採決に入ります。
ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、承認と決定致します。

程第3 報告事項

- 議長 続きまして、日程第3 報告事項に入ります。
報告第16号について事務局に報告を求めます。

- 事務局 23ページをご覧ください。
転用確認証明の報告です。

申請番号1、場所は〇〇〇〇〇〇〇〇番、今年の〇月に許可になった所ですけど、写真のとおり個人住宅を建てると言う事で場所を確認し証明書を発行しております。

申請番号2、場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇筆ですけど、2番・3番は同じ方で2回に分けての申請でしたが、申請番号2の方については個人住宅、今建設中ですけどもう基礎が出来てここまで出来上がってれば、転用確認出せると言う事です。

それから、3番についてはその家のための進入路と言う事ですので、追認の形の申請でした。

場所自体も確認しましたので、転用確認証明書を発行しております。
以上、報告致します。

- 議長 只今の報告について、質疑のある方はございますか。
質疑が無いようですから、承認頂いたものと致します。

日程第4 その他

- 議長 日程第4、その他を議題と致します。
委員の皆様からございますか。

無いようですから、事務局からございますか。

事務局

(諸連絡)

議長

以上となります。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

良いお年をお迎えください。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

慎重審議ご苦労さまでした。

以上を持ちまして、令和5年第12回大月市農業委員会総会を閉会致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和5年12月26日

議事録署名委員と共に署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員